

第6章 史跡の保存管理

本章では、保存管理における現状と課題を整理し第5章で示した下記の基本方針に基づく具体的な方針や方法を明示する。

保存管理の基本方針：本質的価値の保存

西南戦争遺跡の歴史的・学術的意義を有する遺構や地形などを保存し、当時の景観を保全するよう努める。

さらに、現在国史跡に指定されている範囲以外でも調査を進め、西南戦争の歴史的・学術的価値を有する関連史跡・遺跡の追加指定等に取り組む。

第1節 保存管理の現状と課題

1 土地所有の状況

現在の熊本市内の国史跡指定地は全て公有地であるが、指定地に囲まれている範囲には未指定の民有地が存在する。また、史跡指定地に近接する民有地も未指定地であるが、これまでの調査で遺構が良好に残存していることが判明している。景観に関わる範囲の土地も、現状はミカン畑や竹林、雑木林等の民有地である。国史跡指定地以外では、七本官軍墓地と明德官軍墓地は国有地で熊本市が無償貸付を受けている。七本柿木台場薩軍墓地は市有地、寄鶴官軍墓地は民有地である。

近代戦争は小銃や大砲などの銃火器が多用されているため、その影響範囲は広域であると考えられるが、現在の国史跡指定地は西南戦争の影響を受けた範囲のごく一部にすぎない。そのため、戦争の実態をよりよく理解するためには現在の指定地より広範囲の調査研究が必要であり、その成果をもとに遺構や遺物を適切に保存するため、将来的な史跡の追加指定や公有地化も視野に入れておく必要がある。

2 指定地内の状況

○田原坂本道（一ノ坂、二ノ坂、三ノ坂）

市道として地域住民の生活と密接に関与しており、日常の管理は熊本市が実施している。道路幅は普通自動車がかろうじてすれ違える程度であり、西南戦争当時から若干拡張されてはいるものの、おおよそ当時の地形と景観を留めている。路面は既に舗装がなされているため日常の利用で遺構に影響を与えることはないが、指定地の一部には水道管などのライフラインが埋設されており、今後は経年劣化等による埋設管の取り換え工事が発生する可能性がある。

道路の両側には住宅、雑木林、ミカン畑などが広がり、いずれも民有地である。しかし道路との境界（法面）付近に生えた雑木等が通行に影響を与えると判断された場合には地元の同意のもとで熊本市が伐採や枝打ちを実施しており、今後もその状況は続くと思われる。前述したように道路に近接している民有地の一部では過去に調査を実施しており、遺構や遺物の残存が確認されている。しかし、それ以外の近隣地については現時点では文献調査や聞き取り調査等による範囲の把握を実施したのみであり、考古学的な調査には至っていない。今後は地域住民への周知とさらなる調査研究が必要である。

○田原坂公園

都市公園として熊本市が管理しており、敷地の北半分が国史跡指定地である。指定地内には指定以前に建立された「崇烈碑」や「西南役戦没者慰霊之碑」「美少年像」、地元ゆかりの文学者の文学碑などが所在する。市管理の公園であるため開発行為などのリスクは極めて低いが、公園設備などの改修・更新・撤去などによる現状変更は常に起り得る。近年では便益施設の改修や来訪者の安全対策としての転落防止柵などの設置を実施しており、いずれも既存の掘削範囲でおさめるか、コンクリート工作物の上に設置するなどの方法で対応し、遺構への影響を最小限に抑えている。また、史跡の活用のために整備した看板等の老朽化が課題となっており、地域住民からの建替え・撤去などの要望への早急な対応が求められているため、それに伴う現状変更が発生する可能性がある。

「西南役戦没者慰霊之碑」は建立から60年以上が経過しており、経年劣化が懸念されている。碑の背後に立つ戦没者銘板も遺族や関係者からの情報提供により、人名の間違いや戦没者名の追加などに伴う銘板更新の要望が続いている。今後、維持のためのメンテナンスや、最新情報に基づいた銘板の更新・改修の検討が必要である。

公園内から玉東町二俣台地方面を望む斜面地には、サクラやツツジが植樹されている。近年、サクラの生育によって展望台からの景観が阻害されたため、枝打ちを実施しており、西南戦争の顕彰や公園整備のために植樹されたものであっても景観阻害や枯死倒木、折枝による危険防止のためには枝打ちや伐採などの対応が必要となる。

さらに、近年は公園内や近隣地にイノシシが出没して来訪者と遭遇する事例が続いている。現在までに人的被害や史跡毀損等は発生していないが、今後は獣害や周辺への影響などが予想されるため、対策が必要である。

○豊岡の眼鏡橋

平成17年(2005)まで車両が通行していたという履歴から、過去に幾度となく修繕・改変がなされている(現在は車両通行禁止)。特に壁石は竣工時代からの残存が少なく、新石による補修が多い。橋上部(路面)は昭和35年(1960)にコンクリート施工によって改変され、橋の中央部は約55cmのかさ上げがなされている。全体的に石材の亀裂が無数に存在し、折損も多く、輪石は左岸側ではアーチが下方にたわんでおり本来の優美な円弧を描いていない。竣工当時の親柱や欄干は現存せず、部材等も残存していない。今後、橋本体の修理を検討する必要がある、修理に先立つ調査研究が必要になる。

橋の北側で接続している里道は、西南戦争当時の道幅を維持して隣接する玉東町へと続いている。このことは政府軍の進軍路の様相を如実に残していると考えられ、橋本体と里道と一体となった保存が重要であるとする。この北側里道の保存のためには地域住民の理解と協力が不可欠であるため、今後はより一層の周知啓発が必要である。

3 指定地外の状況

○田原坂および田原坂公園近接地

前述のとおり、田原坂および田原坂公園の近接地では聞き取り調査、金属探査、発掘調査等を実施し、西南戦争に関連する遺構・遺物の存在を確認している。現時点では、各調査地は私有地であ

り、神社境内地や耕作地、雑種地などの土地利用がなされている。神社境内地は氏子の方々により管理されているため、掘削や土地の変形を伴うような大きな改変等の可能性は低い、将来的には社殿や鳥居の修理・建替えなどが発生する可能性があり、注意が必要である。耕作地は、その利用によって大きな土地の改変がなされなかったという利点がある一方で、耕作により遺物が原位置から移動している点が指摘されており、遺構も耕作による影響を多少なりとも受けているものと思われる。また、田原坂周辺には都市計画法第34条11号「市街化調整区域内の「指定された既存集落（区域指定）」において、都道府県等の条例に基づき、原則として誰でも自己用住宅や店舗などの建築・開発を可能にする制度」の区域が広がっており、条件さえ合えば開発が可能な区域になっているため、注意が必要である。

○七本官軍墓地

墓地および都市公園として熊本市が管理している。西南戦争当時は土葬のため、地下に埋葬遺構が遺されている可能性があり、現状を維持することで保存する。墓石は明治11年（1878）に明治政府により整備されたもので、多くが天草下浦石（砂岩）製であり、経年劣化に加え平成28年熊本地震や人為的な倒壊行為などにより毀損が激しいものも存在する。毀損墓石は位置を記録した上で石片を回収し、熊本市の文化財収蔵庫で保管している。墓石の毀損の大半は人為的な倒壊によるものが原因であるため、今後同様の毀損を発生させないためにも対策が必須である。また、実生から生育したと思われる樹木の根が墓石を押し上げている範囲があり、地下遺構にも影響を与えている可能性があるため対策が必要である。

○明德官軍墓地

墓地として熊本市が管理している。七本官軍墓地と同様に、地下に埋葬遺構が遺されている可能性がある。墓石は明治11年（1878）に明治政府により整備されたとされるが、石材は島崎石（安山岩）製で、七本官軍墓地とは異なる。122基の墓石が現存しているが、本来は123基であり軍夫墓1基を亡失する。軍夫墓には配置が移動しているものもあり、小さな地藏立像1体が付加されている。旧配置図や昭和30～40年代頃の写真と比較すると、現況は敷地北側が1.5～2.0m程度狭くなっており、これは北面する道路拡幅に伴うものと推察される。これにより昭和30～40年代に土坡であった北面の壁もコンクリート擁壁に変わっている。北面道路の拡幅に伴うものと推察する。それ以外の3面の壁は建設当時のものである可能性がある。熊本県指定史跡となった昭和52年（1977）以降は、擬木柵への変更と史跡標柱、説明板の設置を除いて大きな改変はない。墓石は平成28年熊本地震の影響で14基の毀損が確認され、平成29年（2017）3月に修復作業を実施している。10年が経過した現在も修復箇所の劣化は認められていない。

○寄鶴官軍墓地

墓地として地元住民により管理がなされている。埋葬者個々の墓石はなく、敷地中央に「軍夫三十名之墓」と刻まれた安山岩製の墓石が1基存在し、その周囲に凝灰岩製の板石と安山岩製の緑石による敷石が施される。敷地の外縁はコンクリート柱と鉄製鎖で区画され、墓地の正面（南側）に「明治十年之役戦死者墳墓地」と刻まれた標柱が建つ。

近年、大雨の影響で近接地の樹木の枝が折れ、コンクリート柱を毀損させるという事例が発生している。本質的価値である土地を保存するための周辺環境の整備が課題として考えられる。

○七本柿木台薩軍墓地

都市公園として熊本市が管理している。敷地の入口には平成 11 年（1999）寄贈の 1 対の灯籠が並び、敷地の中央やや北西寄りに「西南役薩軍戦没者墓碑」と正面に刻まれた石碑と「熊本縣士 明治十丑年三月十五日 於七本原戦死 外三百三名戦死之墓」と側面に刻まれた墓石が所在する。敷地の北西端付近には霜林熊本俳句会による詩碑（自然石）が 2 基、北東端には「熊本諸隊奮戦之處」と刻まれた石碑が 1 基存在する。

当地は明治 11 年（1878）に地域住民の方々の手により熊本隊などを含めた薩摩軍の戦死者 329 名の遺体が合葬され、墓標を建立して周辺の地域の墓地とは区別されていた。その後は明治 15 年（1882）建立の小さな墓碑が 1 基のみが存在していたという。平成 2 年（1990）に墓地公園として整備され、都市公園に位置づけられた。地下遺構に関しては、明治 16 年（1883）の七回忌を期に遺族有志の手により遺骨の回収がなされており、残存状況は不明である。

敷地は周辺の土地より一段高くなっているが、これは北隣接地付近が昭和 59 年（1984）の工事等に伴い 1 m 近く削平されていることに由来する。それ以外は、当地は公園化が進んではいるものの土地の大きな改変はないと考えられる。今後も大きな開発等の可能性は低いが、公園整備の一環としてベンチや駐車場等の便益施設の改修・更新が実施される可能性がある。

第 2 節 保存管理の方法

史跡の本質的価値を確実に保存・継承し、より明確にしていくための保存管理の方法について検討する。本質的価値と密接に関連する要素については、本質的価値と同等の取り扱いにより保存管理を行う。また、国史跡指定地以外で西南戦争に関する要素を有する文化財や、顕彰・周知啓発等を目的として設置された記念碑などを整理し、西南戦争と密接に関連するもので保存が必要と判断したものについては対策を講じる。

1-1 地区区分

（1）地区区分の考え方

西南戦争遺跡の保存管理にあたっては、まず「史跡指定地」を対象として遺構・遺物の適切な保存管理の方策を定める。この対象地を「A 地区」と定め、現在の土地の用途にあわせてそれぞれ保存管理の方向性を示す。

続いて、西南戦争遺跡の関連地で現在「熊本県指定史跡」となっている範囲を「B 地区」と定める。B 地区も現在の環境や土地所有の状況等に合わせて方向性を明示する。

最後に、西南戦争遺跡に近接し、過去の調査で西南戦争に関連する遺構や遺物が確認されている未指定地を「C 地区」と定め、周知の埋蔵文化財包蔵地等と合わせた保存管理を検討する。

1-2 地区区分ごとの保存管理方針

(1) A 地区（史跡指定地）

A-1 田原坂本道（一ノ坂、二ノ坂、三ノ坂）

国史跡指定地内は、引き続き遺構、地形、景観を保存する。C 地区にあたる近接地（後述）は調査研究を進め、「田原坂の戦い」ひいては西南戦争全体の実態を歴史のおよび学術的に裏付ける資料が得られた場合には、本質的価値である要素を保存するために史跡への追加指定を検討する。

A-2 田原坂公園（北半）

史跡指定地である公園の北半は、引き続き遺構・地形を保存する。景観に関しては、西南戦争当時と同様に玉東町二俣台地への展望が確保できるよう、周囲の民有地の所有者に協力を得るための啓発に努める。あわせて、公園内に生育している樹木は景観を保全し安全を確保するために適切な管理を行う。

「西南役戦没者慰霊之碑」については、劣化箇所の観察を行い必要があれば修理方法等を検討する。戦没者銘板は遺族関係者等から提供された情報を精査し、最新研究と照合したのちに関係部署と協議しながら定期的な改修を行う。

新たな植樹については原則指定地外で実施することとする。過去に顕彰のために植樹され現在指定地内に所在する樹木（サクラ、ツツジなど）をやむを得ない理由で伐採した場合は、現状の景観を維持するために補植を行う。ただし、サクラについては嫌地現象により育成が阻害される可能性があるため、遺構に影響を与えずかつ適正な育成・管理が行える場所を検討したうえで補植を実施する。

A-3 豊岡の眼鏡橋

橋は本体を適切に保存できるよう管理し、将来的に西南戦争当時の姿への復元を目指し石材の修理や橋の復元方法に関して調査研究を実施する。北側里道に対してはその価値や保存について地域住民の協力を得られるよう啓発に努め、将来にわたり適切に保存されるように検討する。

(2) B 地区（熊本県指定史跡）

B-1 七本官軍墓地

国指定史跡への追加指定を検討する。砂岩製の墓石は修復が困難であるため、経過観察を含めて将来にわたる保存管理に資する対策を講じる必要がある。将来的に修復を終えた墓石は順次複製品と取り換えて元に戻し、造立当時の姿に近付けることを目指す。

あわせて、人為的な毀損を防ぐための防犯対策や環境変化による劣化を抑えるための環境観察・調査等も実施する。

B-2 明徳官軍墓地

国指定史跡への追加指定を検討する。現況は明治 11 年（1878）とされる竣工当時から幾度か改変を経たものと考えられるが、今後も継続して適切に保存していくことが必要である。近年は慰霊のために植樹された複数のサクラ（植樹時期は不明）のうち枯死した 1 本に対して熊本市が地際よ

り上で伐採したという経緯があり、今後も注意が必要である。

B－3 寄鶴官軍墓地

現況は大正10年(1921)に再建されたものであり、建設当初の姿は現時点で不明である。しかし、敷地全面に敷かれた凝灰岩製板石と安山岩製縁石による敷石は建設当時の敷地を表していると考えられる。現況での保存管理を継続しつつ、今後は国指定史跡への追加指定に向けた調査研究や地域の同意取得を実施していく必要がある。

(3) C地区(未指定地)

C－1 田原坂および田原坂公園近接地

田原坂と田原坂公園の近接地には、未指定ながら発掘調査により遺構や遺物が発見されている土地が存在する。各調査地では西南戦争における「田原坂の戦い」の実態を解明しうる発見があり、今後も追加指定や公有地化を視野に入れた調査研究と保存管理が必要不可欠である。具体的な調査地とその成果は、表C－1に示す。

C－2 田原坂公園(南半)

未指定地である公園の南半には現在、熊本市田原坂西南戦争資料館、展望台、駐車場などのガイダンス施設と便益施設が設けられている。過去の調査で資料館の附属施設である弾痕の家(復元建造物)の東側から小銃弾や四斤砲弾片等が出土しており、周辺に陣地があったことが推定されている。しかしながら全体的に耕作や公園造成等による改変が激しいことも分かっているため、当該地は玉東町二俣台地を望む景観と史跡の活用を重視した適切な保存管理を行う。

C－3 七本柿木台場薩軍墓地

目視できうる範囲においては台場の面影は既になく、墓地として現代に設置された石碑と墓石が残るのみである。埋葬遺体は遺族の手で過去に回収されたとの記録があることから、遺骨の残存は稀薄であることが予測されるが、それ以外の地下遺構の残存状況については不明である。すでに公園として整備されており現況での保存管理を継続しつつ、今後は追加指定を視野に入れて発掘調査を含めた調査研究を検討していく必要がある。

表C-1 田原坂および田原坂公園近接地の調査結果

調査地	調査結果
大クスノキ	田原坂公園の北東端付近に位置し、土地は周知の埋蔵文化財包蔵地「舟底遺跡」に含まれる。樹齢約400年と言われており、西南戦争当時も同じ場所に所在していた。金属探知機による調査では枝や幹において金属反応があり、西南戦争時の銃弾を内包している可能性が考えられている。
北平古道調査地	調査地の南半が周知の埋蔵文化財包蔵地「田原寺跡」の範囲内にある。豊岡台地の北端に位置する、山鹿方面と植木田原方面をつなぐ重要な脇往還の一部であり、道南端で田原坂本道（三池往還、豊前街道高瀬道）と合流する。北平古道と田原坂本道の合流地点である三ノ坂頂部一帯は、戦略上重要な場所として激戦が繰り広げられた。坂上にある「豊岡尋常小学校跡地」は西郷軍の陣地になったと言われ、薬莢や小銃弾などの遺物も多く分布している。地形は近年少し拡張されているとのことであるが、丘陵斜面を掘り抜いた凹道という状況は西南戦争当時の様相を留めていると考えられる。
田原城・田原寺跡調査地	周知の埋蔵文化財包蔵地「田原城跡」・「田原寺跡」の範囲に含まれる。遺跡の主な時代は平安時代と中世である。北平古道の南西側に位置し、「豊岡尋常小学校跡地」と相対して北平古道を挟むような配置となる。全域にわたる造成により西南戦争に関連する遺構は見つかっていないが、薬莢や小銃弾などの遺物は多数出土している。本調査地は立地や地形、遺物の分布から判断して、北方、東方、西方からの攻撃に対応した重要陣地であったと考えられる。
みかん小屋調査地	敷地全体が埋蔵文化財包蔵地「●●●●」に含まれる。ミカン畑として旧地形が造成改変されており、現状で多くの段々畑を確認することができる。付近も同様に多くの場所でミカン畑として階段状に造成されている。調査地全体に遺物が分布し、特に集中する箇所は認められないことから、遺物は原位置から移動している可能性がある。立地と遺物分布状況から判断して、後述する本道二ノ坂調査地と対峙する場所に位置し、距離が約250mと近いことから、谷村計介碑調査地とともに政府軍二ノ坂砲台や歩兵陣地の攻撃のために設けられた場所であった可能性を推定する。
本道二ノ坂調査地	調査地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地「田原坂」に含まれる。田原坂本道二ノ坂中央部北側に隣接する民有地であり、東隣接地には「谷村計介戦死之地碑」が位置する。地形自体は当時から大きな変化はないと考えられる。坂下から見ると最高所の手前まで敵方に自身の姿を暴露しえない防御陣地になりうる斜面地であり、当地から東方は敵が視認できる地形になっている。両軍衝突の最前線の一つと考えられる。金属探知機による遺物分布調査と地表面の観察および遺物測点測量、地形測量を実施した結果、塹壕らしき溝状凹地や遺物が調査地全体に分布すること、部分的に遺物の集中箇所が存在すること、地表面や地形の形状と遺物分布状況が関係することを確認でき、戦場遺跡を理解しうる成果を得ることができた。
熊本市有地（北）および（南）調査地	周知の埋蔵文化財包蔵地「田原坂」および「舟底遺跡」に含まれる。田原坂本道北側に接する台地の斜面であり、中間に未調査地を挟み隣接する。本道二ノ坂調査地や谷村計介碑調査地に連なる場所であり、三ノ坂激戦地の中心部にあたる。東側は平坦に削平されており、聞き取り調査によると明治時代後期の田原西部尋常小学校の開校時に造成削平されたとのことである。四斤砲弾片が多く出土しており、玉東町側の瓜生田砲台からの激しい砲撃にさらされていたことが推察できる。東側の高地に重要陣地の存在を想定することができる重要な調査地である。

田原熊野座神社と田原の五輪塔

調査地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地「田原寺跡」および「宮ノ前遺跡」に含まれる。西南戦争以降、大きな土地改変はなされておらず、保存状態の良い遺物が多数出土している。陣地跡と思しき遺構も確認されており、境内にあった杉木からは銃弾が発見されている。西南戦争後に再建されたとされる社殿には境内地や田原坂近隣に群生していた樹木由来の木材が使用されたと考えられ、社殿背面や天井等に多数の弾痕が確認できる。これらの調査結果は当該神社および近隣地が西南戦争における「田原坂の戦い」で展開された銃撃戦の実態について示す良好な資料であると考えられ、社殿および境内地に対する適切な保存管理が必要である。

田原の五輪塔（熊本市指定有形文化財）は、田原熊野座神社に近い北側の畑地縁辺に所在する。本塔には28カ所の弾痕を確認することができ、豊岡台地北東部における戦闘の痕跡と考えられる。聞き取り調査では塔の現在地は近年移動したものであり、以前は畑地の中央付近に存在し、西南戦争当時はその位置であった可能性が高いとのことである。そのため、現時点では各弾痕の射出方向の想定は不明である。しかし、それ以外の弾痕調査や文献記録などにより具体的な戦況の復元ができる可能性はあり、当地の歴史的価値と有用性は高いと考えられる。

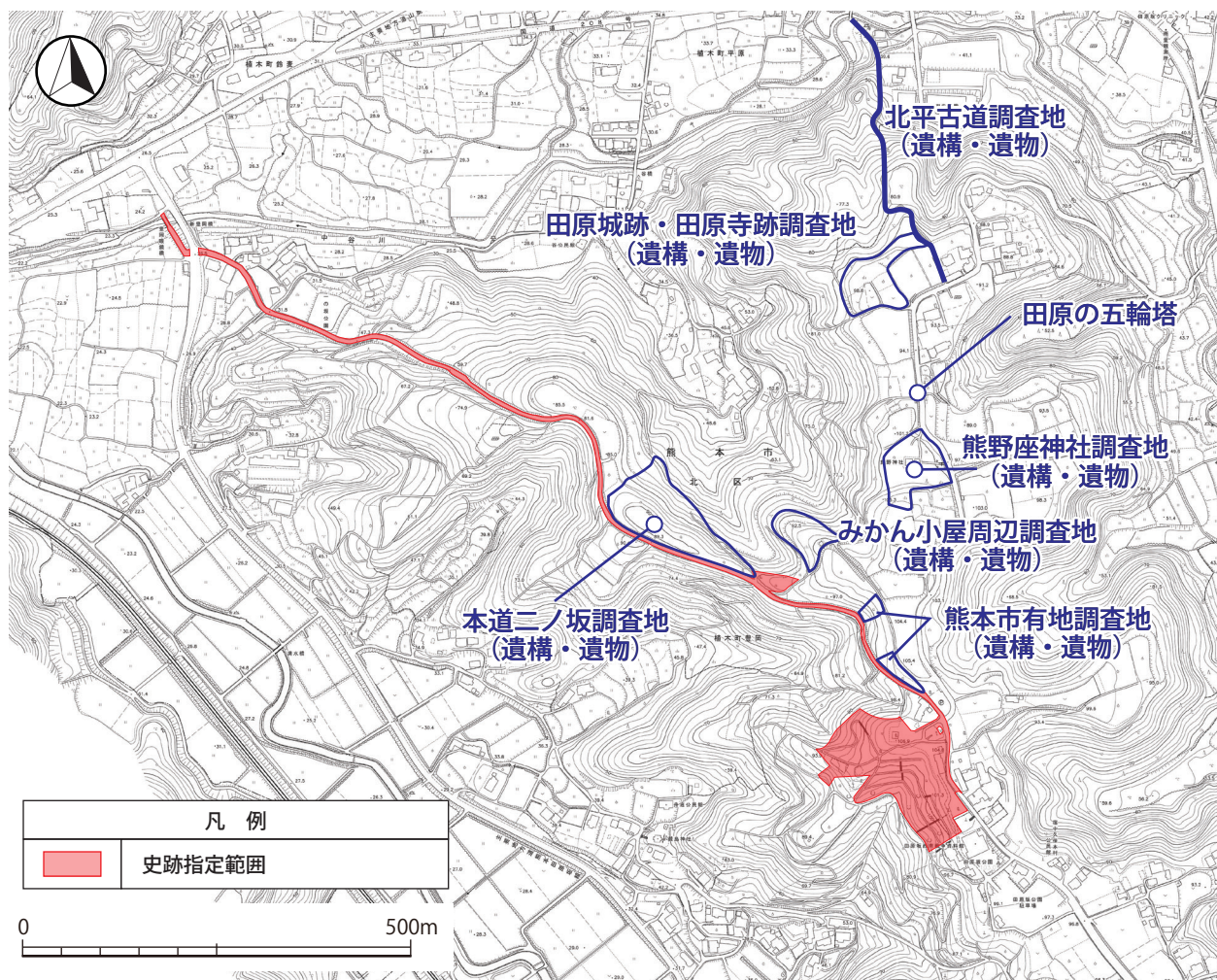


図35 田原坂周辺の調査位置図

1-3 具体的な方法

前項で定めた地区区分ごとの保存管理方針をもとに、具体的な方法について示す。

(1) 追加指定、公有地化の推進（A地区は既に公有地であるため割愛）

1) B地区

3カ所すべて国史跡への追加指定を目指す。B-3 寄鶴官軍墓地は土地所有者の調査を行い、追加指定後に公有地化を推進する。

2) C地区

調査を継続し、土地所有者の理解を得ながら将来的な追加指定について検討する。

(2) 発掘調査をはじめとした調査研究の推進

1) A地区

これまでの調査成果をもとに、西南戦争当時の様子（塹壕などの軍事設備の状況や景観も含む）のより詳細な解明に向けて調査研究を継続する。新たに発掘調査を実施する際には考古学や軍事史等の有識者の指導・助言にもとづく調査体制を整える。また、大学などの教育機関や研究機関、同一史跡を管理する玉東町との連携を図り、調査情報を共有する。

2) B地区

A地区に準じ、造立当時の様子の詳細な解明に向けて調査研究を継続する。なお、七本官軍墓地に関しては、歴史的および学術的調査にあわせ石材の劣化に影響を与えていると思われる周辺環境の調査も実施する。比較的劣化や毀損の少ない明德官軍墓地や他自治体の官軍墓地と比較しながら、適切な保存環境を追究・検討する。

3) C地区

追加指定の検討が進み、新たな調査が必要となった場合は土地所有者との調整のうえで発掘調査等を実施する。なお、C地区は周知の埋蔵文化財包蔵地にも該当しており、文化財保護法に基づいた保護および調査を行う。

各調査成果については、史跡の保存と活用に活かしていく。

(3) 日常的な維持管理

①木竹の管理

1) A地区

史跡の見学者や道路の利用者、地元住民など、不特定多数の人々が行き交うことが想定される範囲である。遺構の保護と安全確保のための管理を行う。

【管理方法】

- ・史跡の本質的価値（景観を含む）に影響を及ぼす恐れのある木竹（遺構影響木）は伐採や強剪定を行う。指定地外に生育するものであっても史跡に影響を及ぼす可能性がある木竹は、所有者と調整のうえで実施する。
- ・来訪者や通行者に危険を及ぼす可能性の木竹（危険木）は伐採や強剪定を行う。指定地外に生育するものであっても危険と判断されるものは、所有者と調整のうえで伐採・強剪定を実施す

る。

- ・慰霊や顕彰のために植樹されたものではない木竹（実生や地下茎などにより自然発生したものなど）は原則伐採する。
- ・倒木や折枝が確認された場合には、原則史跡外へ搬出する。
- ・草刈り等は日常の維持管理として適宜行う。
- ・新規の植樹は原則認めない。補植に関しては、下記の条件のすべてを満たす場合のみ現状変更の手続きの上、認めるものとする。
 - ① 慰霊や顕彰を目的とした補植であること。
 - ② 文化財担当部局および管理関係部局との事前協議の上、遺構・景観・安全等に影響を及ぼさないと判断された範囲であること。
 - ③ 樹種はサクラもしくはツツジに限定すること。

2) B 地区

A 地区に準じる。ただし、七本官軍墓地に所在する「背負いの松」¹は本質的価値と同等として扱い、樹勢の維持に努める。

3) C 地区

C－1 田原坂および田原坂公園近接地の民有地（耕作地、神社境内など）では地域の方々による連絡や相談などの協力が不可欠である。C－2 田原坂公園（南半）およびC－3 七本柿木台場薩軍墓地は都市公園であり、A－2 田原坂公園（北半）と同様の対応が必要である。

【管理方法】

- ・民有地において、営農行為や神社境内での祭事などは日常の管理の範囲として申請不要とする。
- ・遺構に影響を与える可能性のある木竹の伐根や大規模な掘削を伴う行為は事前相談のうえ、遺構への影響を最小限にするよう所有者や管理者などに協力を求める。

②鳥獣害対策

イノシシの獣害が該当する。現時点で史跡指定地内での被害は確認されていないが、農業振興や鳥獣害対策を担当する部署と連携して対策を検討する必要がある。A～C 地区はいずれも鳥獣保護区外であり、有害鳥獣類の駆除は通年で可能である。

有害鳥獣類の駆除は担当部署から鳥獣対策課へ依頼をして罠等を設置し、駆除・忌避を行う。史跡指定地内に大型の罠等を設置する場合には現状変更の手続きを行う。

【管理方法】

- ・鳥獣による史跡の毀損がないか適宜巡視を行う
- ・鳥獣害対策に関して関係部署と随時連携する
- ・大型の罠等を史跡内に設置する場合は現状変更の手続きを行った上で実施する

③防犯対策

1 「背負いの松」は、七本官軍墓地に埋葬されている陸軍少尉 鱸成信(元庄内藩士、植木にて戦死)の遺児・孫太郎が、明治 27 年(1894) 2 月に父の供養のために故郷の鶴岡から熊本まで背負ってきた松を同墓地に植えたものと伝わる。なお、現在墓地内に所在する樹木は少なくとも 2 代目である。

B－1 七本官軍墓地における人為的な倒壊行為への警戒が該当する。倒壊行為を誘発しないよう、周辺環境の整備とあわせて日常的に継続可能な防犯対策を実施する。

【管理方法】

- ・ 定期的な巡視、点検、清掃
- ・ 注意喚起看板（据え置き型）の設置
- ・ 地域住民や史跡来訪者への啓発

（４）自然災害への対応

史跡が被る災害には、風水害や地震等による自然現象によるもの、放火や失火等による火災、破壊行為など人為的なものが考えられる。史跡の近隣には土砂災害警戒区域に指定されている範囲も所在するため、樹木の倒伏や土砂崩落なども懸念される。

大雨や台風等、予想される災害の場合は事前に災害対策を行い、これらが収まった段階で巡視・点検を行い、状況を確認する。また、予防措置・応急措置のために必要な土嚢・防水シート・防止柵等の資材及びそれらの保管場所も確保しておく。

大規模な災害が発生した場合は人身の安全を第一とし、被害状況の把握を行い関係機関と情報共有を図るとともに、史跡の保存及び二次被害防止のための応急措置を講じる。措置を行った部分については、経過観察を継続し安全等を確認しつつ、本格的な復旧について検討する。

強風などの頻発する事態に対しても同様に、被害が発生した際には関係機関と速やかに情報共有を行うとともに応急措置を講じる。

なお、いずれの場合においても田原坂本道に関しては市道やライフライン（水道、電気など）の機能回復を最優先とする。

第3節 現状変更等の取り扱い

史跡指定地は基本的に現状のままで保存されることが望ましいが、指定地のうちの各所は現況において道路や都市公園として市民の生活に供しており、その管理者が実施する管理や活用のための整備などで、現状変更等が必要となる場合が生じうる。

1 法令等による規定

国指定史跡の範囲内に関しては、文化財保護法第125条の規定により「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定されている。

また、熊本県指定史跡である七本官軍墓地、明德官軍墓地、寄鶴官軍墓地は、熊本県文化財保護条例第39条「県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない」と規定されている。

あわせて、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれている範囲は文化財保護法第92条、同93条、同94条等の規定による届出や通知が必要となる。

いずれにおいてもこれらの規定に基づき手続きを実施していく必要がある。

表 10 現状変更等の取り扱い基準一覧

A 地区（国指定史跡範囲内）

現状を変更する行為	現状変更の取り扱い基準		
	田原坂（一ノ坂・二ノ坂・三ノ坂）	田原坂公園（北半）	豊岡の眼鏡橋
建造物の新築・増築・改築・撤去	原則認めない。	原則認めない。ただし、本質的価値および景観を損なわない範囲で、史跡の管理・活用および市民や見学者の安全のため必要であるものは関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。	原則認めない。
工作物の新設・改修・撤去	原則認めない。ただし、本質的価値や景観を損なわない範囲で、史跡の管理・活用および市民または見学者の安全のために必要であるものは関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。	原則認めない。ただし、本質的価値および景観を損なわない範囲で、史跡の管理・活用および市民や見学者の安全のため、もしくは定例の行事等が必要であるものは関係機関と事前協議の上、許可申請を行う（例：慰霊祭に伴う仮設物の設置、既存看板の更新、便益施設の改修など）。	原則認めない。ただし、本質的価値を損なわない範囲で、史跡の保存管理および市民または見学者の安全のため必要であるものは関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。
土地の造成・掘削等の改変	原則認めない。ただし、本質的価値を損なわない範囲で、市民の生活あるいは安全のために必要であるものは関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。	原則認めない。ただし、本質的価値を損なわない範囲で、史跡の管理および市民や見学者の安全のために必要であるものは関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。	原則認めない。ただし、本質的価値を損なわない範囲で、市民の生活あるいは安全のために必要であるものは関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。
土地の掘削を伴う調査（発掘調査、地質調査等）	本質的価値を損なわない範囲で必要最小限度の場合、関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。		
木竹の伐採	枯死や倒木の可能性が高い危険木、史跡の保存管理および整備において支障のある樹木は関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。		
新規植栽・補植・移植・伐根等	原則認めない。	新規の植樹は原則認めない。補植に関しては、下記の条件をすべて満たす場合にのみ認める。 ① 慰霊や顕彰を目的とした補植であること。 ② 担当部局との事前協議の上、遺構・景観・安全等に影響を及ぼさないと判断された範囲であること。 ③ 樹種はサクラもしくはツツジに限定すること。	原則認めない。

B 地区（追加指定候補、県指定史跡範囲内）

現状を変更する行為	現状変更の取り扱い基準		
	七本官軍墓地	明德官軍墓地	寄鶴官軍墓地
建造物の新築・増築・改築・撤去	原則認めない。		
工作物の新設・改修・撤去	原則認めない。ただし、本質的価値および景観を損なわない範囲で、史跡の管理・活用および市民や見学者の安全のために必要であるものは関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。		
土地の造成・掘削等の改変	原則認めない。		
土地の掘削を伴う調査（発掘調査、地質調査等）	本質的価値を損なわない範囲で必要最小限度の場合、関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。		
木竹の伐採	枯死や倒木の可能性が高い危険木、史跡の保存管理および整備において支障のある樹木、顕彰や慰霊を目的としていない木竹（実生や地下茎などにより発生したものを含む）は関係機関と事前協議の上、許可申請を行う。		
新規植栽・補植・移植・伐根等	原則認めない。		

2 現状変更等の取り扱い基準

①次の場合は原則として現状変更を認めない。

- ・遺構の保存に影響を及ぼす行為
- ・遺構に達する地形変更
- ・史跡の価値や景観を害する行為

②現状変更を認める場合は、以下の取り扱いを原則とする。

- ・遺構の保存を前提として実施する
- ・史跡の価値や景観を損なうことなく実施する
- ・土地の掘削等を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査の実施または熊本市文化財担当部門の立会いを要する。なお、本計画に定める事項にそぐわない場合には、現状変更行為の内容を変更するよう依頼する場合がある
- ・許可後、現状変更の内容及び期間等を変更する場合、または不測の事態に際しては、直ちに熊本市文化財担当部門との協議を図る

③その他の留意点としては、以下の取り扱いを原則とする。

- ・現状変更を行うものは、必ず熊本市文化財担当部門との事前協議を実施する。史跡指定地内における行為に関しては「文化財保護法」のほか、「道路法」「都市公園法」等の関連する各種法令の範囲内で実施する
- ・災害等に伴う応急措置や緊急対策については、熊本市文化財担当部門への通知を前提として現状変更等の許可申請を要しない
但し、恒久的措置や大規模な人為的行為についてはこの限りではない
- ・現状変更の取り扱いについて、私有地や国有地、他財産と関わる場合は、地権者や近隣住民等、関係者との調整・協議を図るものとする
- ・指定地外の地域については現状変更等許可申請を要しないが、周知の埋蔵文化財包蔵地内で何らかの行為を行う場合は、「文化財保護法」に定める対応が必要である
- ・指定地外であるが西南戦争遺跡に関連する遺物・遺構が発見されている場所で何らかの行為を行う場合は、熊本市文化財担当部門と事前協議を実施すること

第4節 追加指定

国指定史跡の追加指定については、聞き取り調査、文献調査、発掘調査の成果等から、遺構・遺物が残存する範囲を想定して実施することとする（図34参照）。

また、熊本県指定史跡である七本官軍墓地、明德官軍墓地、寄鶴官軍墓地は、西南戦争における「田原坂の戦い」のみではなく、「向坂の戦い」などを含めた西南戦争全体の実態を知る上で欠かせない要素である。これらの本質的価値の保存に関しても西南戦争遺跡の調査研究の上で必要不可欠であることから、国指定史跡への追加指定を検討する。

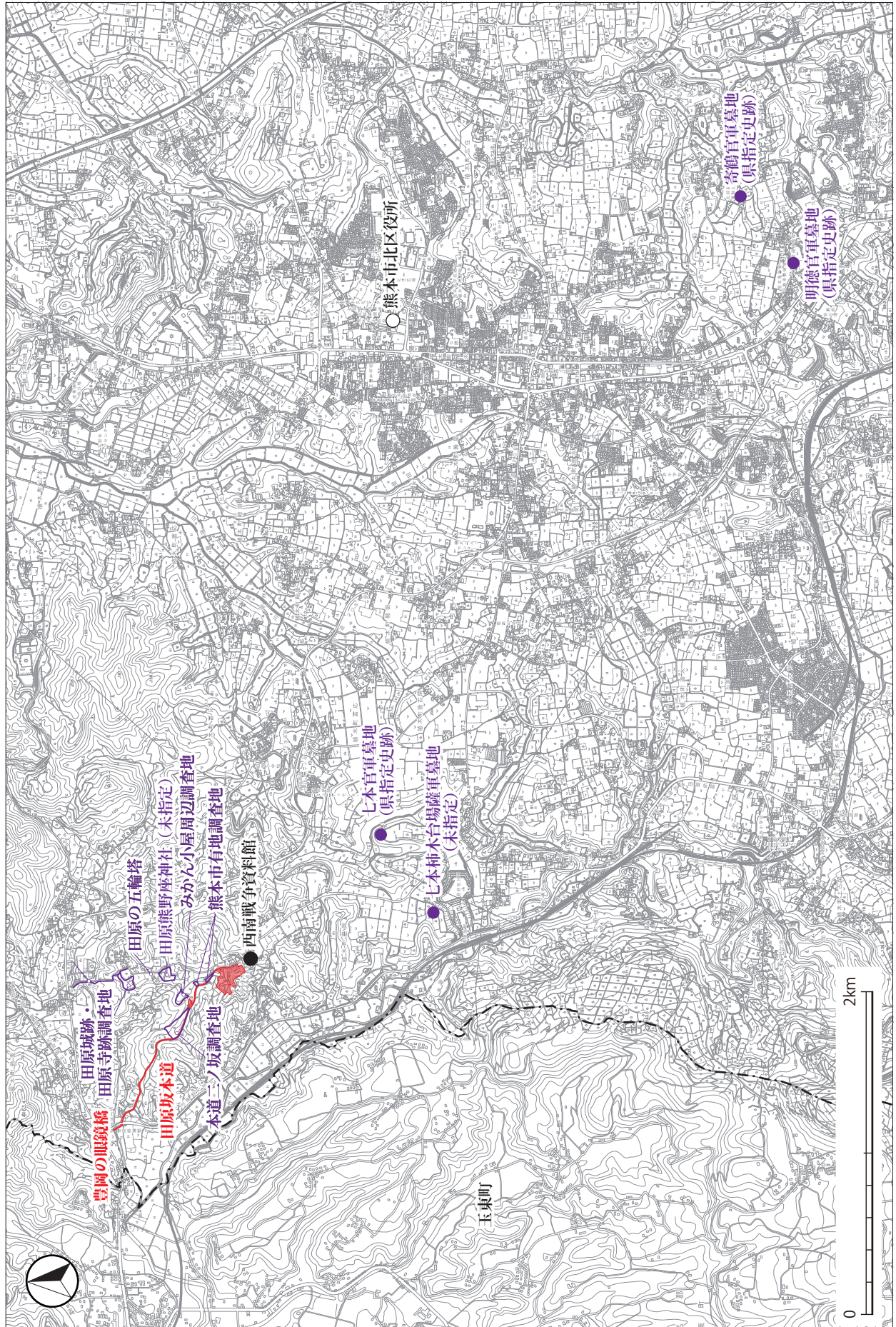


図 36 追加指定想定地

第7章 史跡の活用

本章では、史跡の活用における現状と課題を整理し第5章で示した下記の基本方針に基づく具体的な方針や方法を明示する。

活用の基本方針2：史跡の価値を伝えるための広域的な活用

西南戦争遺跡が有する空間的および時間的な広がりをつかりやすく伝える。特別史跡熊本城跡や市内外の他の関連文化財とも連携して各所に残る西南戦争の痕跡や顕彰の事例、調査の最新情報等を関係施設や歴史講座で市民に還元し、観光や教育を含む幅広い分野で史跡を活用して地域の活性化や関係人口の増加に努める。

第1節 活用の現状と課題

1 情報発信

熊本市では、平成22年度（2010）に西南戦争そのものを知ってもらい、史跡の来訪者に説明ができる地元ガイドの養成と国史跡に向けた機運醸成を目的として隣接する玉東町と共催で「戦跡ガイド養成講座」を開講した。国史跡に指定後はより多くの方に講座に参加して史跡について知っていただくため、平成25年度（2013）からは「西南戦争歴史講座」と改称して現在に至っている。（令和6年度〈2024〉より玉名市とも共催）。この講座では、発掘調査成果の発表だけではなく、多様な分野の専門家や関係自治体職員等を講師として招聘し、座学や歴史巡りウォーキング等を実施している。

情報発信の媒体（冊子）としては、『植木玉東戦跡ガイドマップ 西南戦争』をはじめ、『西南戦争ガイドブック 植木・玉東』（初版平成23年2月）や『西南戦争の地をたどろう』（初版平成23年2月、小学3・4年生用、小学5・6年生用）、『西南戦争の地を辿ろう』（初版平成23年2月、中学生用）などを作成し、改訂を続けながら市民等への配布を実施している。平成26年度（2014）からは西南戦争の啓発冊子である『年刊 田原坂』の発刊を始め、毎年特集テーマを変えて西南戦争遺跡に関する調査成果を一般向けに解説している。表紙にオリジナルキャラクターを配したイラストを起用したことから若年層のファンも多い。その内容は、熊本市の公式ホームページ上でも公開している。

課題としては、「西南戦争歴史講座」で座学を開催する場合、参加者の多くが熊本市（旧植木町）・玉東町・玉名市とその近郊の在住者であり、その他の地域や熊本県外からの参加者が伸び悩んでいる点が挙げられる。県外在住者に関しては、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の反応から一定の関心を持たれていることは把握できるものの、受講者の増加には至っていない。また、受講者の多くは65歳以上の高齢層であり、若年層や所謂ライト層（西南戦争を学び始めた



西南戦争歴史講座の様子



『年刊田原坂』

ばかりの人、あるいは西南戦争をこれから学びたい人）への働きかけも難航している状況にある。一方で、現地見学やウォーキングの場合には遠方からの参加や若年層の参加者も比較的多いため、上記の課題を解決する一端を担うと思われる。

2 現地見学への対応

熊本市・県では、史跡地への来訪者の見学は徒歩あるいは自動車での移動を想定しており、周辺道路には観光案内サインが行政機関により設置されている。田原坂公園内には大型バスなどの駐車が複数台可能な広い駐車場があり、修学旅行生等の団体見学者も受け入れている。史跡のガイダンス機能としては、田原坂公園内に熊本市立田原坂西南戦争資料館が所在しており、館内では映像資料やテーマ展示、体感展示等により西南戦争の背景や現地で出土した遺物などを見学することができる。また、同館は地元有志によるボランティアガイド団体「田原坂観光ガイドの会」の拠点施設となっており、見学者からの希望を受けて館内や史跡周辺の案内を実施している（要事前予約）。

課題としては、公共交通機関を利用した史跡地への来訪が困難である点、最寄りの駅周辺の道路に観光案内サインが少ない点、ボランティアガイドの高齢化という点が挙げられる。また、各種の観光案内サインや看板には多言語表示が少なく、海外からの来訪者への案内という面で不十分である。

3 学校教育・社会教育への対応

史跡指定地の教育現場での活用事例としては、熊本県外からの小・中学校の修学旅行（特に鹿児島県）での受け入れが最も多い。そのほか、自衛隊や警察、日本赤十字社関係者、歴史愛好会などの団体が研修の一環として現地学習に訪れる。そのほか、地元である植木地区の小・中学校からの依頼を受けて出前授業や職業体験学習等の受け入れも実施している。

4 市民の利用

史跡指定地のうち、道路部分は主に自動車の通行のために利用されており、公園部分は近隣住民の散策や犬の散歩等で日常的に人が行きかっている。史跡指定地の周辺にはサクラやツツジが過去に植樹されており、その観賞のために春から初夏にかけて来訪者が増加する傾向にある。国史跡として指定を受ける以前から、近隣地域の住民にとって田原坂周辺は歴史・文化の拠点として認識されており、日常の生活と文化財が近い存在であったことが想像できる。課題としては、行政機関から市民への文化財に関する取り扱いについての周知がやや不足していることを挙げられる。

5 来訪・誘客コンテンツ

西南戦争遺跡へ来訪者を呼び込むコンテンツとしては、上記の『植木玉東戦跡ガイドマップ 西南戦争』や『年刊 田原坂』といった刊行物のほかに、熊本市が発行している各種観光ガイドブックや熊本市公式ホームページ等のデジタルコンテンツなどがあり、これらにより市民への情報公開を実施している。

課題としては、上述したデジタルコンテンツでの情報発信が、やや弱い点が挙げられる。



『熊本市田原坂西南戦争資料館へ行く！』HP（部分）

6 周辺文化財等との連携

史跡西南戦争遺跡に関連する文化財は、熊本市の周辺に広範囲に所在している。特に熊本市中央区に位置する特別史跡熊本城跡は西南戦争の主戦場のひとつであり、北区植木町で展開した「田原坂の戦い」とは不可分の関係にある。同史跡との連携としては、熊本城域内にある観光ガイダンス施設「熊本城ミュージアムわくわく座」にて定期的に西南戦争の解説パネルや出土遺物の出張展示を実施しているほか、熊本城天守閣内の展示コーナーにおいても西南戦争に関する紹介を行っている。あわせて、熊本市田原坂西南戦争資料館においても、館内に「熊本城の戦い」を紹介する展示コーナーを設け、関連する資料等を展示している。

このほかにも西南戦争に関係する史跡や文化財等の種類は多岐にわたるが、それらを総合的に解説して来訪者の回遊につなげる仕組みはまだ確立できておらず、今後の課題である。



湧々座展示風景 1



湧々座展示風景 2



湧々座展示風景 3

第2節 活用の方法

1 方向性

史跡の活用を進めるにあたり、その方向性と具体的な方法を示す。

西南戦争遺跡とその価値をより多くの人々に周知していくために、熊本市はまず本保存活用計画の策定から10年間（令和18年度（2036年度）までを想定）の間で取り組むべき施策を「短期」と「中長期」に分け、社会の求めに合わせた情報発信と、継続可能な活用方策の開拓に取り組む予定であ

る（各想定期間と内容については第10章を参照）。

史跡の来訪者への対応に関しては、実際の来訪者からの評価・意見や今後來訪を検討している方々からの質問等をもとにして、将来の史跡指定地の公有地化等の状況の変化も考慮しつつ、段階的に来訪者の安全と利便性向上のための活用整備を図る。

地域住民への対応に関しては、地域に根付いた歴史・文化の拠点という当地本来の特性を伸ばすために、人々が遺跡へ一層の愛着と誇りを持つための活動を推進していくべく検討を行う。

さらに、西南戦争遺跡が有する広域性という特長を活かし、熊本市内外や熊本県外に所在する関連文化財、またその保有・管理を担っている関連自治体などと連携して、西南戦争遺跡に関する情報発信や活用を推進していく。

2 具体的な方法

第4章および第5章で定めた方針および本章前節で示した現状と課題をもとに、活用の具体的な方法を示す。

（1）情報発信の充実

若年層や所謂ライト層を対象に、熊本市の公式ホームページやX（旧 Twitter）、LINE 等を利用して史跡の内容や講座の開催などの情報発信を行う。「西南戦争歴史講座」などの講座やイベントを実施する際にはリアルタイム Web 配信あるいはアーカイブ配信による講座の公開、開催地や開催時期の再編成など様々な手法を検討し、より幅広く西南戦争遺跡を周知するよう努める。あわせて『年刊 田原坂』などを含めた既存の刊行物の刊行・改訂を継続し、電子版・印刷物の双方での広報を充実させていく。



玉東町看板

（2）来訪者に向けた観光案内サインの整理と効果的な設置計画の策定

史跡指定地への来訪者は多くが自動車を利用している傾向にあるが、公共交通機関を利用して最寄りの駅から徒歩で訪れる人も一定数存在する。そのような人々が訪問時に迷うことのないよう、効果的な観光案内サインの設置計画が必要である。また、現地を訪問することでより史跡の価値を理解できるように、史跡地内に設置する観光案内サインの内容の充実が不可欠である。これらの観光案内サイン（案内誘導サインや説明サイン等）の設置に際しては、既存の観光案内サインを整理し、従来のものとの整合性や他自治体設置サインとの統一性を図りつつ、より効果的な案内ができるように、設置場所やユニバーサルデザインに基づいた視認性を検討して計画を策定する必要がある。

（3）外国人居住者および旅行者の増加に合わせた観光案内サインの多言語化

熊本市内の外国人居住者および旅行者数は、近年増加傾向にある。そのような地域の変化に対応し、前項で示した観光案内サインの設置計画と並行して、史跡指定地とその周辺に設置している観光案内サインやパンフレット等の多言語化についても検討する。また、史跡のガイダンス施設である田原坂西南戦争資料館でも展示パネル等の多言語化を実施する。

（４）史跡に愛着を持ってもらうための活動の推進

人々に史跡の保存を理解いただくためには、市民や特に地域住民の方々に史跡を身近に感じていただき、愛着を持っていただく必要がある。熊本市として、そのための活動内容を検討し、推進していく。具体的な例としては、熊本市が運営する「くまもとアプリ」を活用した史跡の清掃等のボランティア活動や、学校現場や地域組織と連携した学習支援、出前講座の実施などを想定している。

（５）文化財ガイドの育成支援

現在活動中のボランティアガイドの高齢化および担い手不足という課題の克服のために、熊本市として次世代のガイド候補者や協力者の育成支援を実施する。具体的な例としては、現役ボランティアガイドと連携した勉強会や出張講座の開催などを想定している。

（６）関連文化財の保有・管理を担う他自治体等と連携した情報発信、交流事業等の検討

西南戦争の関連地は広域に存在するため、熊本市内の関連文化財以外にも、近隣の玉東町や玉名市等の他自治体と連携した遺跡の周知と啓発に努め、その特長である広域性を活かした回遊ルート等を開拓する。玉東町がすでに設定している回遊コースとあわせ、「西南戦争歴史講座」でウォーキングを開催する際に遠方からの参加や若年層の参加者が多いことも鑑みて、実際に歩いて回れるコースや史実に基づいたストーリーを設定して関連する場所を巡るコース等を検討する。

あわせて、同一史跡を管理する玉東町とともに「熊本連携中枢都市圏」にて西南戦争遺跡に関する文化および学術の振興に取り組む市町村と連携を行う。将来的には熊本県内の同圏以外¹の市町村や、鹿児島県、宮崎県、大分県など県外の自治体との連携も視野に入れた交流事業の実施を検討する。

（７）民間・教育機関と連携した観光・教育活用方針の検討

西南戦争遺跡の周辺には道の駅「すいかの里 植木」や植木温泉、果樹園などの観光に資する施設や熊本市公文書館（令和9年度末開館予定）など調査研究に資する施設が所在する。

史跡を訪れる人々は社会見学や職場体験目的の小中学生、調査研究目的の大学生や研究者、撮影や取材目的のメディア関係者など幅広く、史跡の活用の可能性を示唆している。以上のことを鑑み、周辺施設や民間企業等と連携して観光・教育方面での活用方法を模索する。

1 令和〇年現在の「熊本連携中枢都市圏ビジョン」（令和7年（2025年）3月改定版）記載の具体的取組「⑥文化及び学術の振興」の「ア 圏域内遺跡の調査研究及び保存活用に関する連携」の構成市町村は、熊本市、玉名市、菊池市、玉東町、大津町、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町である。



図 37 広域回遊イメージ図

第8章 史跡の整備

第1節 整備の現状と課題

1 指定地内

○田原坂本道（一ノ坂、二ノ坂、三ノ坂）

すでに市道として整備されており、全面舗装されている。道路の一部には排水路や譲り合いゾーンが設けられ、道路沿いに「谷村計介戦死地之碑」と「西南之役戦没者慰霊碑」の石碑が並ぶ。

課題としては、現状では西南戦争当時の道の幅や景観を想起しにくい点が挙げられる。古写真からは西南戦争当時、現在のような鬱蒼とした様子ではなかったことが確認できるが、道路の沿線は民有地であり管理には限界がある。あわせて、石碑を見学に来た人々の安全に配慮した整備が必要である。



田原坂の現状（一ノ坂付近）



排水路



譲り合いゾーン



谷村計介戦死地之碑前の階段

○田原坂公園（指定地外も含む）

都市公園として現状維持が基本である。課題としては、田原坂本道と同様に西南戦争当時の景観が想起しにくい点が挙げられる。園内の雑木や雑草による景観阻害や遺構への影響も懸念され、注意が必要である。特に公園北半部の「崇烈碑」西側の斜面では雑木と雑草が繁茂し、発掘調査で明らかになった塹壕跡などの遺構を視認することができない状況である。また、公園内にある藤棚や外灯などの設備や樹木の老朽化も挙げられる。

園内のある「西南役戦没者慰霊之碑」は建立から60年以上が経過しており、平成28年熊本地震も経験していることから老朽化や劣化に伴う破損等も懸念される。

ガイダンス施設である田原坂西南戦争資料館では、平成27年（2015）のリニューアルから10年が経過していることもあり、展示内容の更新や見直し等が必要である。



古い外灯
(南より)



藤棚
(南東より)



文学碑周辺

○豊岡の眼鏡橋

改変と破損が著しく当初の姿を一部しか留めていない。西南戦争当時の姿を想起できるような整備が必要である。あわせて、現に河川に架かる橋梁であるという点から、水利や防災の視点を含めた整備を検討する必要がある。

2 指定地外

○七本官軍墓地

墓石の毀損が激しく、苔類の繁茂も目立つ。明治11年(1878)当初の姿に戻すことが理想であるが、墓石が砂岩製であることから構造的な毀損原因の調査や風通し・日当たりなどの環境調査、修復方法の確立が必要である。一方、当該地は史跡であると同時に遺族や関係者がお参りに訪れる慰霊の場であることも留意し、修理とは別に来訪者へ向けた環境整備も必要である。敷地外の周辺環境については地域の理解を得ながら整備を行う必要がある。



毀損した墓石

○明徳官軍墓地

七本官軍墓地と比較して毀損は目立たない。平成28年熊本地震で毀損した墓石の経過観察と活用に向けた整備が課題である。



修復した墓石

○寄鶴官軍墓地

石柱と墓石が建てられた大正時代以降はほぼ整備が行われていないと思われ、当初の姿も現時点で不明である。今後文献調査や発掘調査などを含めた詳細な調査を行い、公有地化を進め、将来的には調査成果を踏まえた活用整備を検討する必要がある。

○田原坂沿線および田原坂公園近接地

すべて民有地であり史跡の保存や活用に資する整備は行われていない。今後、公有地化を検討し計画的に整備を実施する必要がある。

○七本柿木台場薩軍墓地

都市公園として整備されており、駐車場やベンチ等の便益施設も設置されている。造立当初の姿は不明であり、本質的価値を周知する設備等も不足している。今後、調査を進めその成果に基づいた整備が必要である。

第2節 整備の方法

1 方向性

史跡の本質的価値の保存を前提とし、広域性を活かした活用を目指して整備を実施する。全体的な整備とともに各構成要素の特質に合わせた個別の整備も検討するが、説明看板や舗装などのデザインに統一感を持たせ、各要素の関係性を視覚的に理解できるようにする。また、外国人来訪者に向けた多言語看板の整備なども実施する。

2-1 具体的な方法

○全体

本計画で取り扱う各史跡や関連地を適切に保存しながら、各地の関係性を視覚的に理解してもらうためデザインを統一した観光案内サインや史跡の説明版などの設置計画を検討する。バス停や駅などの公共交通機関の拠点から各地へ来訪する際に分かりやすい案内サイン（道標や地図類）、あるいは自動車で移動する際に視認しやすい看板等を整備し、西南戦争遺跡とその関連地を迷うことなく回遊できるようにする。デザインや文面は玉東町とも整合性を図り、市町の境界を越えた一体的な整備であることを分かりやすく理解できるように努める。



玉東町のサイン

2-2 指定地内

○田原坂本道（一ノ坂、二ノ坂、三ノ坂）

方針：道路としてすでに市民の生活に供している部分を損なうことなく、史跡の本質的価値を保存・活用する整備を実施する。

- ・西南戦争当時の道幅を想像できるよう、ARなどのデジタル技術を活用した景観再現を検討し、地域住民の生活と史跡来訪者の利用目的の双方を損なうことなく史跡を活用する方法を模索する。
- ・市道としての役割を維持し、周辺の土地所有者の協力を得ながら通行に支障がある木竹等を適宜伐採・剪定を行う。必要であれば沿線の公有地化も検討する。路面の修繕も必要に応じて実施する。
- ・「谷村計介戦死之地」や「西南之役戦没者慰霊碑」は、近付いて安全に見学できるように階段の修理、

看板の更新、定期的な周辺の雑木や雑草の撤去などを実施する。

- ・将来的にカラー舗装等によって西南戦争当時の道幅を再現したり、景観を向上したりすることを検討し、各担当部局との調整や調査研究を継続する。

○田原坂公園（指定地外含む）

方針：古い設備の撤去や雑木の伐採など都市公園としての環境整備を含め、遺構を保存し史跡の本質的価値の発信に寄与する整備を行う。

- ・西南戦争と関係性がなく、見学者の安全や利便性の向上および史跡への理解促進にも寄与しない設備等は可能な限り撤去する。
- ・調査によって確認された遺構については見学者に分かりやすく伝えるための整備を検討する。
- ・公園内における史跡指定地の境界を明示し、見学者や公園利用者、近隣土地所有者に対して史跡の範囲と価値の理解を助ける。
- ・ARなどのデジタル技術の活用も視野に入れ、現地での遺構展示や調査に基づいた遺構復元、説明看板の設置、定期的な雑木雑草の撤去などの環境整備を行う。
- ・「崇烈碑」や「西南役戦没者慰霊之碑」など顕彰のために建立された建造物に関しては、劣化状況などを定期的に観察し、必要であれば補修方法等を検討する。
- ・慰霊や顕彰を目的として植樹された樹木（サクラ、ツツジ）や西南戦争当時から存在する古木は保全し、巡視や点検等を定期的実施する。
- ・ガイダンス施設である田原坂西南戦争資料館の展示を見直し、最新研究の成果を反映した展示の充実を図ることで来訪者の史跡への理解促進に努める。



塹壕遺構が発見された周辺の現状

○豊岡の眼鏡橋

方針：現状を維持しながら調査・研究を続け、建設当初の姿および西南戦争当時の姿を見学者に伝える整備を行う。

- ・西南戦争当時の復元図を付した看板の設置、もしくはARなどのデジタル技術によって当時の姿を現地で見るができる設備の設置などを検討する。
- ・将来的に橋上部に敷設されているコンクリートを撤去するなどして西南戦争当時の姿への復原を検討する。

2-3 指定地外

○七本官軍墓地

方針：毀損墓石を修復し、造立当初の姿に近付けるための整備を行う。

- ・毀損が著しい墓石を一時的に回収し、石材の修復方法を確立するための調査および修復計画の検討を実施する。
- ・修復方法が確立するまでの間、慰霊の場としての側面を保持するため回収した墓石の代替品（複製品）を現地に設置し、修復が完了した墓石から順次入れ替えを行う。



現況の外灯と防犯カメラ

- ・周辺の環境調査を実施し、墓石の毀損原因と対処法を検討する。
- ・慰霊のために植樹された「背負いの松」は本質的価値と同等のものとして扱い、樹勢維持に努める。
- ・背負いの松以外の墓地造立当時に存在していなかった樹木はすべて伐採する。
- ・見学者の安全確保や景観保全のため定期的な清掃を行う。
- ・防犯対策として、現在設置している防犯カメラおよびセンサーライトに加え、駐車場から墓地までのルート上に外灯やカメラを増設する。あわせて、注意喚起の看板の設置等を検討し、夜間にいたずら目的で侵入する人物への警戒を強化する。
- ・本質的価値に影響を与えない範囲で発掘調査を実施し、埋葬状況などを確認して適切な保存管理方法を検討する。

○明徳官軍墓地

方針：修復した墓石の経過観察を続け、見学者が安全に来訪し、造立当初の姿が想像できるような整備を行う。

- ・平成28年熊本地震で毀損し修復した墓石の経過観察を実施する。
- ・現地は北面が道路に面し付近に駐車場などの便益施設もないため、見学者が安全に見学できるルートを設定するための看板設置や設備等の整備を検討する。
- ・敷地内にあるサクラの樹勢観察を行い、折枝の撤去や枯死木の伐採などを実施する。
- ・文献調査等の成果を基にAR等のデジタル技術を活用し、造立当初の姿を想像できるような整備を行う。

○寄鶴官軍墓地

方針：基本的に現状を維持しつつ、当初の姿を調査する。現在は敷地すべてが民有地のため、所有者の協力を得て、又は計画的に公有地化を図って調査を行い、調査成果に基づいた整備計画を検討する。

- ・地域の方々や近隣施設担当部署の協力のもと、見学者が迷わず来訪できる観光案内サインや史跡の説明板等の設置を検討する。
- ・所有者を確認し、計画的に公有地化を図る。
- ・発掘調査を含む調査研究を実施し、その成果に基づきARなどのデジタル技術を用いて造立当初の姿の復元を検討する。

○田原坂沿線および田原坂公園近接地

方針：現状を維持しつつ、将来的に追加指定および公有地化と保存・活用に資する整備を検討する。

○七本柿木台場薩軍墓地

方針：都市公園として現状を維持する。並行して墓地として整備された当初の姿や地下遺構を調査し、将来的に調査成果を踏まえた遺構展示や看板の設置などを検討する。

- ・見学者が迷うことなく来訪できるよう、周辺の観光案内サインや史跡の説明板等を整備する。
- ・ベンチ等の便益施設を定期的に点検し、必要があれば改修・新設・撤去を検討する。
- ・樹木を定期的に点検し、枯死・倒木・折枝の危険性がある場合は伐採や強剪定の実施を検討する。

- ・発掘調査を含めた調査研究を実施し、ARなどのデジタル技術を用いて造立当初の姿の復元を検討する。

第9章 史跡の管理・運営体制

本章では、史跡の管理・運営体制における現状と課題を整理し第5章で示した下記の基本方針に基づく具体的な方針や方法を明示する。

運営体制の基本方針：史跡の保存・活用のための運営体制の構築

熊本市域の西南戦争遺跡は都市公園・市道・河川を含み、関係部署も多岐にわたる。将来にわたって継続的に保存・活用をはかるために関係部署との連携を強化するとともに、地域住民や関係団体との協力体制の構築を進める

第1節 管理・運営体制の現状と課題

1 庁内体制

国史跡指定地内および指定地外の所有・管理においては下表のとおりである。道路および都市公園は北区土木センター、田原坂西南戦争資料館やその周辺の便益施設（ベンチ、竹垣など）は文化財課、公園周辺にある観光案内サインの一部は観光政策課が管理している。指定地外においても、田原坂および田原坂公園近接地にあるミカン畑等の農地に関しては北東部農業振興センターが関わり、七本官軍墓地・七本柿木台場薩軍墓地は北区土木センター、明德官軍墓地は文化財課が管理を行っている。そして各地域におけるまちづくり関係の事業は各まちづくりセンターが担う。

このように、関係課が多岐に渡っているため、当該史跡を適切に保存・活用・整備するためには各部局が連携して史跡の管理・運営体制を整える必要がある。

場所	所有	管理
田原坂本道（一ノ坂・二ノ坂・三ノ坂）、豊岡の眼鏡橋	熊本市	熊本市（北区土木センター）
田原坂公園	熊本市	熊本市（北区土木センター）
（うち田原坂西南戦争資料館）	（熊本市）	（熊本市（文化財課））
七本官軍墓地	国	熊本市（北区土木センター）
明德官軍墓地	国	熊本市（文化財課）
寄鶴官軍墓地	個人	個人（日常の管理・清掃は地域住民）
田原坂および田原坂公園近接地	個人	個人（農地は北東部農業振興センターが関与）
七本柿木台場薩軍墓地	熊本市	熊本市（北区土木センター）

2 土地所有者との連携・協力

田原坂沿線および田原坂公園近接地の土地所有者とは、調査実施後、具体的な連携・協力には至っていない。一方、地域住民に対しては西南戦争歴史講座や刊行物などを通じて普及啓発を実施している。

3 地域住民・関係団体等との取り組み

土地所有者以外の地域住民に対してはウォーキングイベントや講座、刊行物の配布等を通じて普及啓発を実施しているものの、保存活用に関する具体的な連携協力体制の構築には至っていない。

関係団体である「田原坂観光ガイドの会」には田原坂西南戦争資料館を拠点とし提供し、同館の受付にてガイドの事前申込の取次を行っている。また、講座や刊行物を通じて調査成果を共有しガイドの方々の意欲向上に資している。

第2節 管理・運営体制の方法

前節の現状と課題をうけて、管理・運営体制についての方向性と具体的な方法について明示する。西南戦争遺跡は指定範囲が玉東町とまたがっており、また熊本市内でも管理・整備を担当する部署が複数にわたっているため綿密な連携と情報共有が重要である。

1 方向性

熊本市内に所在している西南戦争遺跡およびその関連地は管理者である熊本市が中心となり、同一史跡を管理する玉東町と連携しつつ、適切に管理・運営を行うことを第一とする。

史跡の適切な保存や現状変更の手続きなどを行う文化財担当部局は、適正な職員配置や各担当職員のスキルアップなどの組織体制の強化を実施し、整備や管理を担当する各関係課との連携および保存における助言・指導を徹底する。

一方で、学識経験者や沿線・近接地の土地所有者および地域住民とも連携し、西南戦争遺跡に関心のある人々とのネットワークを広げて体制強化に努める。あわせて、関係者等から得られた調査研究の成果や地域の実態、最新事例等を保存管理・活用・整備に活かしていくことを推進する。

将来的には、さらに多くの人々が西南戦争遺跡に関わることや文化財保存活用地域計画の策定等も視野に入れて、さらなる調査研究や活用に向けた民間活力の積極的な導入や協働についても検討を行う。

2 具体的な方法

(1) 玉東町との連携

熊本市と玉東町の文化財担当部局が綿密な情報交換を行い、保存管理・活用・整備について足並みを揃え、統一的な整備を目指す。

(2) 庁内体制の強化

熊本市の文化財担当部局が中心となって史跡の保存管理等のマネジメントを推進するために、文化財専門職と事務職の適正な職員配置などの組織体制の強化に努める。

将来的には熊本市の関係部署で構成する「西南戦争遺跡検討部会（仮称）」を設置し、保存管理・活用・整備に関する庁内横断的な協議を行うとともに各部署の合意形成や意見交換の場を設定する。

情報発信および啓発に関しては広報を担当する部署とも連携し、マスコミや市民等への積極的な発信を行っていく。

(3) 土地所有者との連携と協力

田原坂および田原坂公園近接地の土地所有者とは、情報共有や史跡の管理・啓発を通じて今後の公有地化や追加指定をはじめとする保存管理・活用・整備への理解と協力を得られる関係づくりに努める。

（４）国、県、他自治体、関係機関等との連携

国や県をはじめとする関係機関と調査研究の成果に基づく保存管理や活用方法について継続的に協議・報告を行い、助言・指導を受けながら連携の強化を図る。

また、関連する史跡や文化財等が所在する他自治体とも連携を図り、さらなる活用や調査研究等の情報交換に努める。

西南戦争遺跡の保存・活用に関しては、民間団体・企業・NPO法人等との連携も視野に入れ、委託を含めた協働での事業を検討していく。

（５）事業の体制強化

本計画を策定後、調査が必要と判断した範囲に対しては改めて発掘調査等を実施するよう努める。そこで得られた調査成果をもとに整備の方針についても改めて検討をおこなう。

将来的には、本計画の整備を着実に遂行するために熊本県や玉東町、学識経験者、地域住民等で構成する「熊本市史跡西南戦争遺跡整備検討委員会（仮称）」を設置し、本計画の進捗状況について報告を行う。あわせて、委員会からの指導・助言をふまえ保存管理・活用・整備等の課題を整理するとともに、その改善策を検討し、史跡のマネジメント体制の強化につなげていく。

第10章 実施計画と経過観察

第1節 施策の実施計画

1-1 実施期間

本計画は令和9年（2027）4月1日より運用を開始し、計画期間を令和19年（2037）3月31日までの10年間とする。計画期間中は保存管理・活用・整備に関する各事業を実施するとともに、事業の進捗状況や成果を継続的に検証し、次期計画の策定に向けた評価・分析を行う。

1-2 内容と想定機関

第5章「大綱と基本方針」および第6章から第9章で述べた各分野の方向性と具体的な方法に基づき、施策の項目と概要を以下および表11に示す。さらに、それぞれの事業を短期（計画策定後5か年中に実施する事業）と中長期（短期以外の事業、継続して実施するもの等も含む）に分け、計画的な実施を目指す。

○短期（5か年）：令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）

【保存管理】

- ・追加指定（公有地）
- ・公有地化に向けた調査・調整
- ・遺構影響木及び危険木の調査・伐採
- ・自然災害対応のための体制整備
- ・防犯対策の検討と実施
- ・環境観察・調査方法の検討 など

【活 用】

- ・観光案内サインの整理と設置計画の検討
- ・観光案内サイン等の多言語化（田原坂西南戦争資料館も含む）
- ・民間・教育機関と連携した活用方針の検討にかかる調整 など

【整 備】

- ・整備内容の検討・協議 など

【運営体制】

- ・庁内体制の設定 など

○中長期（短期以外）：令和9年度（2027）～令和18年度（2036）

【保存管理】

- ・追加指定（民有地）
- ・公有地化の推進
- ・伐採した木竹の経過観察
- ・鳥獣対策
- ・発掘調査をはじめとした調査・研究の推進

- ・現状変更の確認・許可
- ・史跡指定地及び周辺の景観保全 など

【活 用】

- ・情報発信の充実
- ・史跡に愛着を持ってもらうための活動の推進
- ・文化財ガイドの育成支援
- ・関連自治体等と連携した情報発信・交流事業等の検討
- ・民間・教育機関と連携した活用方針の検討の実施 など

【整 備】

- ・遺構の保存（調査に基づいた整備）
- ・遺構を保存するための環境整備、環境調査・発掘調査等
- ・地形・景観の保存及び景観の向上
- ・公開活用に伴う整備（遺構展示・解説設備・サインの整備等）
- ・景観維持・向上のための樹木管理
- ・ガイダンス施設である田原坂西南戦争資料館の展示見直し など

【運営体制】

- ・玉東町との連携
- ・庁内における定期的な相談・報告
- ・土地所有者との協力・連携
- ・校区自治会、地域住民、協働団体等との取り組み
- ・国、県、他自治体、関係機関等との連携
- ・事業体制の強化 など

表11 施策一覧

 実施
  準備もしくは継続的な取り組み

施策		計画期間										R19 以降
		R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	
保存 管理	追加指定											
		公有地の国指定追加						民有地の国指定追加				
	公有地化の調査・調整・推進											
	木竹の管理											
		遺構影響木・危険木の調査				伐採				経過観察		
	鳥獣害対策											
		鳥獣対策課との調整、必要に応じた罠等の設置										
	自然災害への対応											
		体制整備				各部署連携による災害対応						
	防犯対策（七本官軍墓地）											
活用		調査・検討			実施				経過観察			
	環境観察・調査等（七本官軍墓地）											
		調査方法検討			実施				観察・調査			
	発掘調査をはじめとした調査・研究の推進											
						随時実施						
	史跡指定地の現状変更の確認・許可											
						随時対応						
	史跡指定地及び周辺の景観保全											
						随時対応						
	情報発信の充実											
					随時実施							
観光案内サインの整理と設置計画の検討												
			サイン整理・計画の検討					フィードバック収集				
観光案内サイン等の多言語化（田原坂西南戦争資料館も含む）												
		多言語化、サイン等の更新						点検等				
史跡に愛着を持ってもらうための活動の推進												
					随時実施							
文化財ガイドの育成支援												
					随時実施							
関連自治体等と連携した情報発信、交流事業等の検討												
					随時実施							
民間・教育機関と連携した活用方針の検討												
		関係機関との調整・検討						随時実施				

施策		計画期間										R19 以降
		R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	
整備	整備内容の検討				■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
		内容検討・協議等										
	遺構の保存											
						随時実施						
	遺構を保存するための 環境整備	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	環境調査・発掘調査等					■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	地形・景観の保存及 び景観の向上											
						随時実施						
	公開活用に伴う整備 (遺構展示・解説設備・ サインの整備等)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	ソフト整備				ハード整備		
	景観維持・向上のため の樹木整理	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
ガイダンス施設である 田原坂西南戦争資料館 の展示見直し												
					随時実施							
運営体制強化	玉東町との連携											
						随時実施						
	庁内体制の強化	■ ■										

第2節 経過観察の方法

1 方向性

経過観察は、史跡の状態を定期的に把握し、過去の保存管理・活用・整備の効果等を収集して今後の管理方法の改善や整備基本計画の策定に役立てるものである。さらに、今後の保存管理・活用・整備・管理運営体制について進捗状況を確認しながら、次の段階へ向けてのフィードバックを得るために継続的な経過観察を実施することが必要である。

2 具体的な方法

経過観察の具体的な方法としては、前節および表11で定めた内容をもとに作成したチェックシート（次表12）に沿って状態を把握し、必要に応じて改善や事業の再検討を実施する。観察は管理団体である熊本市が主体的に実施し、「西南戦争遺跡検討部会（仮称）」のなかで収集・分析したデータを共有する。「熊本市史跡西南戦争遺跡整備検討委員会（仮称）」を編成した後は、同委員会でも共有し、検証や課題の改善策の検討を行うことに用いる。また、すべてのデータは計画の見直し時における基礎資料としても使用する。

表 12 チェックシート

項目	小項目	評価内容	取り組み状況			
			未実施	計画中	完了	備考（現状、成果等を記入）
保存管理	追加指定	公有地の追加指定は進んでいるか				
		民有地の追加指定は進んでいるか				
	公有地化の調査・調整・推進	公有地化は進んでいるか				
	木竹の管理	遺構影響木・危険木について把握しているか				
		遺構影響木・危険木等の伐採を実施しているか				
		伐採後の樹木や史跡および周辺に所在する樹木について経過観察は実施しているか				
	鳥獣害対策	鳥獣害対策を実施しているか				
	自然災害への対応	自然災害への対応体制を整備しているか				
		各部署が連携して対応しているか				
	防犯対策（七本官軍墓地）	防犯対策の調査・検討をしているか				
		防犯対策を実施しているか				
		防犯対策の経過観察を行っているか				
	環境観察・調査等（七本官軍墓地）	調査方法を検討しているか				
		観察・調査を実施しているか				
	発掘調査をはじめとした調査・研究の促進	発掘調査や文献調査等の調査・研究を実施しているか				
	史跡指定地の現状変更の確認・許可	史跡指定地とその周辺の現状変更について周知及び対応をしているか				
	史跡指定地及び周辺の景観保全	史跡指定地及び周辺の景観保全について周知及び対応しているか				

項目	小項目	評価内容	取り組み状況			
			未実施	計画中	完了	備考（現状、成果等を記入）
活用	情報発信の充実	史跡について講座・刊行物・Web 媒体等で情報を発信しているか				
	観光案内サインの整理と設置計画の検討	観光案内サインの整理を実施しているか				
		観光案内サインの設置計画の検討を実施しているか				
	観光案内サイン等の多言語化	観光案内サインやパンフレット等の多言語化を実施しているか				
		田原坂西南戦争資料館の多言語化を実施しているか				
	史跡に愛着を 持ってもらった めの活動の推進	史跡に愛着を持ってもらうための活動（ボランティア活動、学習支援等）を実施しているか				
		文化財ガイドの育成支援				
	文化財ガイドの育成支援	文化財ガイドの育成支援（連携講座や出張講座など）を実施しているか				
		関連自治体等と連携した情報発信、交流事業等の検討				
	民間・教育機関と連携した活用方針の検討	関係機関等との調整・検討は行っているか				
		連携した活用について随時対応しているか				

項目	小項目	評価内容	取り組み状況			
			未実施	計画中	完了	備考（現状、成果等を記入）
整備	整備内容の検討	史跡の整備内容について検討しているか				
	遺構の保存	史跡及びその周辺の遺構の保存を検討あるいは実施しているか				
	遺構を保存するための環境整備	環境調査や発掘調査等を実施しているか				
		環境整備を実施しているか				
	地形・景観の保存及び景観の向上	本質的価値を有する地形や景観の保存を実施しているか				
		景観の向上に資する事業を実施しているか				
	公開活用に伴う整備（遺構展示・解説設備・サインの整備等）	公開活用に伴う整備（ソフト面）を実施しているか				
		公開活用に伴う整備（ハード面）を実施しているか				
	景観維持・向上のための樹木整理	景観維持・向上のための樹木の整理を実施しているか				
	ガイダンス施設である田原坂西南戦争資料館の展示見直し	田原坂西南戦争資料館の展示内容の更新等を実施しているか				
運営体制強化	玉東町との連携	玉東町と連携（情報交換、広報、連携事業等）を実施しているか				
	庁内体制の強化	庁内体制を設定しているか				
		庁内で適時連絡や相談を行っているか				
	土地所有者との協力・連携	土地所有者と協力や連携を実施しているか				
	校区自治会、地域住民、協働団体等との取り組み	校区自治会や地域住民、協働団体等と取り組みを実施しているか				
	国、県、他自治体、関係機関等との連携	各種関係機関等と連携を実施しているか				
	事業の体制強化	委員会の設置等を検討しているか				
		整備進捗の確認・報告・改善等を公開しているか				